

答申第564号

平成23年12月13日

神奈川県公安委員会
委員長 小森 良治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成23年6月1日付けで諮問された公安委員会が発出した行政命令に関する文書一部非公開の件（諮問第616号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県公安委員会が、特定の指定暴力団の組長に対して発出した行政命令に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県警察本部長が、平成23年5月16日付けで、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が特定の指定暴力団の組長（以下「本件組長」という。）に発出した行政命令（以下「本件命令」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件処分において非公開とされた次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号ただし書イに該当し、また、同条第6号に該当しないことは、新聞報道や最高裁判所判例集から明らかである。

(ア) 本件組長の本籍及び生年月日（以下「本件本籍等」という。）

(イ) 平成14年4月に発生した特定の抗争事件（以下「本件事件」という。）に関し刑に処せられた者の氏名（以下「本件受刑者名」という。）

(ウ) 本件事件の被害者の氏名（以下「本件被害者名」という。）

(エ) 本件事件の発生場所の住所（以下「本件住所」という。）

(オ) 本件事件の関係者が所属する指定暴力団の傘下組織名（以下「本件団体名」という。）

(カ) 過去に賞揚を受けた特定の暴力団員の氏名（以下「別件暴力団員名」という。）

(キ) 平成2年1月に発生した特定の抗争事件の関係者が所属する指定暴力団の傘下組織名（以下「別件団体名」という。）

イ 本件本籍等は、書籍に掲載されている。また、本件組長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の規制を受けるという意味で半ば公的性格を有する団体の長であるから、本件本籍等は、社会通念上公開することが予定されている情報である。

ウ 本件受刑者名、本件被害者名及び本件住所は、本件事件に係る新聞報道から何人にも明らかである。

エ 平成 14 年 5 月に、市長、住民等が市内の暴力団事務所までデモ行進を行い、当該暴力団事務所の撤去を求める活動を行った（以下「本件暴排活動」という。）ことが報道されており、本件団体名は住民等に周知の事実である。

オ 最高裁判所判例集において、本件事件とは別の複数の事件について、被告人、暴力団関係者名、暴力団名及び事件発生場所等の情報（以下「被告人等情報」と総称する。）を公開している事例があることから、本件情報は公開すべきである。

カ 別件暴力団員名及び別件団体名は、本件行政文書の文脈及び平成 3 年の警察白書から、本件事件とは別の特定の事件に関する情報と推測できるため、公開すべきである。

キ 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第 53 条及び刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）に基づき、不服申立人が検察庁に刑事訴訟記録の閲覧を請求したところ、本件事件の判決書（以下「本件記録」という。）の閲覧が許可され、被告人である本件受刑者名が公開された。このことから、本件受刑者名は条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。

3 実施機関（警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課）の説明要旨
実施機関の説明を総合すると、本件情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、暴力団対策法第 30 条の 5 第 1 項の規定に基づき公安委員会が発出した、本件命令の命令書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書イの該当性について

(ア) 本件本籍等

本件命令のための意見聴取を行う際に命令を受ける者としての本件組長の住所及び氏名は告示されているが、本件本籍等は、本件組長の公にされていない個人に関する情報であり、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(イ) 本件氏名

本件受刑者名、本件被害者名及び別件暴力団員名（以下「本件氏名」と総称する。）は、それぞれの事件の発生当時に新聞報道されたとしても、時間の経過に従い事件の社会的影響や事件に関する社会一般の関心や記憶は薄れていくものであり、本件処分時点においては既に報道から9年以上が経過しており、もはや周知性は極めて低い。

本件受刑者名については、本件命令に関して特定の新聞1紙が地方版に限り報道した事実はあるが、実施機関は広報を行っておらず、当該報道機関の独自取材に基づく報道である。1紙のみの新聞報道をもって周知性を有するとするならば、仮に当該報道が誤報の場合でも公開すべきことになる。一方、他の報道機関が本件受刑者名を報道しなかったのは、当該受刑者の今後の更生を阻害するおそれを考慮したためとも考えられる。したがって、一部の報道機関の独自取材による報道をもって本件受刑者名を「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認めるべきでない。

また、本件被害者名及び別件暴力団員名については、本件命令に係る告示には含まれておらず、新聞報道もされていない。

以上のことから、本件氏名は、条例第5条第1号ただし書イの「慣

行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(ウ) 本件住所

本件住所は、本件事件に係る新聞報道の内容とは異なる個人の住宅の住所であり、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(エ) 本件団体名等

本件団体名及び別件団体名（以下「本件団体名等」という。）は、暴力団対策法第3条に基づく指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）の傘下組織名であるが、官報等で公表されているのは、指定団体に限られ、警察白書により公表された本件組長の出身団体名を除き、傘下組織名は公表されていない。

本件団体名等については、本件命令に係る告示には含まれておらず、また、新聞報道もされていないことから、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエの該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

官報等で公表されているのは、指定団体名に限られ、本件組長の出身団体を除き、傘下組織名は公表されていない。

不法行為を繰り返す暴力団組織は、大規模暴力団により一層の寡占化、系列化が図られており、下部組織の設立、消滅等が繰り返され、常に変動している。また、暴力団組織の中には、その組織実態を隠ぺいし不法行為を行おうとする団体もある。このため、暴力団組織に関する情報収集、監

視は、治安を護る警察の重要な責務である。

本件団体名等を公開すると、警察の暴力団組織の把握状況や情報収集状況等が判明し、暴力団組織における各種違法活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置を講じられ、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、本件団体名等は条例第5条第6号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、暴力団対策法第30条の5第1項の規定に基づき公安委員会が発出した、本件命令の命令書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報のうち、本件本籍等、本件氏名及び本件住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件団体名等は、個人の属性に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

a 不服申立人は、刑訴法第53条及び記録法に基づき検察庁に本件記録の閲覧を請求したところ、本件受刑者名が公開されたことから、本件受刑者名は条例第5条第1号ただし書アに該当すると主張している。

b 刑訴法第53条第1項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と規定しているが、一方、同条第2項は、「弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けたものでなければ、これを閲覧することができない」と規定しており、記録法第4条第2項各号において、保管検察官が保管記録を閲覧させない場合が列挙されている。

c 当審査会において確認したところ、本件記録は、記録法第4条第2項第2号の「保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき」に該当し、訴訟関係人又は保管検察官が閲覧につき正当な理由があると認める者以外の閲覧が禁止された記録であつて、何人に対しても閲覧が認められるものではない。

d したがって、本件記録は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」であるとは認められず、本件受刑者名は、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定して

いる。

- a 不服申立人は、本件本籍等は書籍に掲載され、また、本件組長は半ば公的性格を有する団体の長であるから、公開することが予定されている情報であると主張している。

当審査会において不服申立人が示す書籍に掲載された本件本籍等に係る情報を確認したところ、当該情報は執筆者の独自取材に基づくものであり、当該書籍に掲載された事実をもって、本件本籍等が周知性を有するとまでは認められない。

また、指定団体が暴力団対策法の規制を受けることをもって、本件本籍等は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

- b 不服申立人は、本件受刑者名、本件被害者名及び本件住所は本件事件に係る新聞報道から何人にも明らかであると主張している。

当審査会において本件事件に係る新聞報道を確認したところ、既に報道から9年以上が経過し、また、本件住所には、新聞報道とは異なる個人の住宅の住所が記載されていることから、現時点において周知性を有するとは認められない。

また、本件命令に係る新聞報道を確認したところ、本件受刑者名は1紙の新聞の地方版に1回掲載されていたが、実施機関が本件命令に関して報道機関に提供した広報文に本件情報は含まれていないことから、当該報道機関の独自取材に基づく報道であり、周知性を有するとまでは認められない。

- c 不服申立人は、本件団体名は本件暴排活動により住民に周知されていると主張しているが、当審査会において不服申立人が示す本件暴排活動に係る報道を確認したところ、既に報道から9年以上が経過し、現時点において周知性を有するとは認められない。

- d なお、不服申立人の示す書籍や新聞記事等は、特別に探索の目的をもってしなければ入手することは困難なものであって、いずれも現時点において慣行として公にされている情報とはいうことはできない。

- e 不服申立人は、最高裁判所判例集において本件事件とは別の事件について被告人等情報を公開している例があると主張しているが、このことをもって、本件情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。
- f 不服申立人は、別件暴力団員名及び別件団体名は本件行政文書の文脈及び警察白書から推測できると主張しているが、このことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。
- g 以上のことを総合的に検討すると、本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

本件情報は、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、同号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこ

で、本件団体名等の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうか検討する。

ウ 本件団体名等は、指定団体の傘下組織名であるが、実施機関が把握している当該団体名は、現時点において本件組長の出身団体名を除き公表されていないことが認められる。

不法行為を繰り返す暴力団組織は常に変動しており、また、その組織実態を隠ぺいし不法行為を行おうとする団体もあることから、本件団体名等を公開すると、警察の暴力団組織に関する情報収集の状況等が判明し、暴力団組織に各種違法活動の潜在化、巧妙化等の防衛措置を講じられ、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件団体名等は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 6 月 1 日	○ 諮問
6 月 3 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 21 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 22 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 29 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 15 日 (第105回部会)	○ 審議
9 月 9 日 (第106回部会)	○ 審議
11月 15 日 (第107回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員 会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 12 月 13 日現在) (五十音順)